

県北都市計画下水道の変更（伊達市決定）

計 画 書

令和元年度

福 島 県 伊 達 市

県北都市計画下水道の変更（伊達市決定）

県北都市計画伊達市公共下水道「2. 排水区域」及び「3. 下水管渠」中、保原高子幹線を次のように追加し、八反田幹線及び保原4号汚水幹線を廃止する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

面積 約 691ha（内処理区域 約 691ha）

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
田町幹線	伊達市川原町	伊達市川原町	Φ0.4m、L=約 20m
鶴田幹線	伊達市原島	伊達市原島	Φ0.3m、L=約 10m
保原1号汚水幹線	伊達市保原町 東台後	伊達市保原町 東台後	Φ0.3m、L=約 10m
保原高子幹線	伊達市箱崎 字滝前	伊達市箱崎 字滝前	Φ0.25m L=約 10m
梁川1号汚水幹線	伊達市梁川町 南本町	伊達市梁川町 南本町	Φ0.6m、L=約 10m
梁川4号汚水幹線	伊達市梁川町 白川田	伊達市梁川町 白川田	Φ0.3m、L=約 10m
梁川5号汚水幹線	伊達市梁川町 栗野字鞆戸	伊達市梁川町 栗野字鞆戸	Φ0.2m、L=約 10m

理 由

既下水道排水区域において、下水道整備完了までに約 66 年間要することから「未普及地区の早期解消」に課題が生じています。また、下水道整備の長期化に伴い人口減少による「経費回収率（使用料収入の減少、維持管理コストの高騰等）」の低下も予想されます。

この様な状況から今後は、比較的早期に下水道整備が可能で下水道需要が見込める地域を「集合処理区域」と下水道整備が長期化し合併処理浄化槽設置割合が増加している地域および人口減少により下水道接続率向上が見込めない地域を「個別処理区域」に区分して「未普及地区の早期解消」、「効率的・効果的な汚水処理事業」を目指し排水区域の変更をしようとするものです。

また、排水区域の変更に伴い下水管渠は、新たに排水区を変更して下水管渠が必要となる保原高子幹線を追加し、排水区を廃止して下水管渠が不要となる八反田幹線および保原4号汚水幹線を廃止しようとするものです。